

令和8年7月

第7回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室3

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	小池 和弘
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 任	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5 号	現況証明の発行可否について
	議案第 6 号	農業改良協議に対する同意について
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について
	議案第 9 号	営農型太陽光発電事業者に対する書面指導について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	現況証明の専決処理について
	報告第 5 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、本日は、お忙しい中、令和 8 年第 7 回の総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、御苦勞様です。

最近では、猛暑の日が続く、梅雨が明けてしまったのではないかというくらいの暑い日が続いております。皆さんも、体調管理には十分に気を付けていただきながら農作業に従事していただければと思います。

本日は、大変御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

それでは、つくば市農業委員会会議規則第 6 条によりまして、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第7回総会を開会します。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和8年第7回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席12番對崎徳男委員、議席13番石島 繁委員にお願いします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号8番、11番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号14番、16番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号8番、11番を除き、議案第4号の審議と併せて議題とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番、11番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番について、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 2 番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いします。

関口和美委員

去る 7 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 3 番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 4 番について、野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 5 番について、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 3 番から 5 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いします。

大野博司委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号6番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、申請地の現況が、再生利用が困難な農地であることから、非農地証明の提出を求めるべく、継続審議としました。

以上のことから、提出番号7番については継続審議。提出番号6番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号9番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地にはサツマイモを作付けする予定です。

提出番号12番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番、10番、12番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いします。

關 元章委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号13番については、水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号14番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番、14番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号15番から17番については、同一申請者のため、一括して説明します。

申請者は、水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号15番から19番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号7番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

提出番号7番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号7番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号7番については、大野委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号7番については、継続審議とします。

続いて、提出番号1番から6番、9番、10番、12番から19番について、質問、意見等あ

りましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から6番、9番、10番、12番から19番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号1番から6番、9番、10番、12番から19番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から6番、9番、10番、12番から19番について、許可することに決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、関口委員、お願いします。

関口和美委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番、2番については、同一申請人のため、一括して説明します。

農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造2階建ての共同住宅2棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号１番、２番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る７月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号３番については、申請に必要な書類が整っていないことから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号３番については、継続審議として差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

提出番号３番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

提出番号３番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号３番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号３番については、吉田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号３番については、継続審議とします。

続いて、提出番号１番、２番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第2号の提出番号1番、2番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第2号の提出番号1番、2番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番、2番について、許可することに決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番、11番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第4号、議案第1号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で社会福祉施設を運営する法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、社会福祉施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての施設1棟と来客用駐車場を5台分確保する計画で、資金については借入金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号2番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で社会福祉施設を運営する法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、隣接地に社会福祉施設を建築することとなり、従業員及び送迎用の駐車場が必要になることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車用駐車スペースを9台分確保する計画で、資金については借入金で賄う予定です。

提出番号3番と議案第3号の提出番号1番については、一体の計画であるため、一括して説明します。

議案第3号の提出番号1番は、令和5年3月14日付け、つくば農委指令第13号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号3番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号4番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号5番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われます。

議案第4号の提出番号1番から5番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しておりますので、許可しても差し支えないと

思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いします。

関口和美委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号6番について、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号7番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、医師として診療機関に勤務している個人です。今般、新たに独立し、自身の診療所を開業すべく、申請地を借り受け、診療所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面アスファルト舗装し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、診療所1棟を建築し、普通自動車30台分の駐車スペースを整備する計画で、資金については金融機関からの融資で賄う予定で、関係法令協議は整っています。

提出番号8番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、申請地の隣接地で建設業等を営む法人です。今般、事業拡大に伴い、既存事務所が手狭になってきたため、事務所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、事務所1棟を建築し、普通自動車2台分の駐車スペースを整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号9番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号11番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、転勤に伴い将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号12番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資

で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号13番について、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号6番から13番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いします。

大野博司委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号14番と議案第1号の提出番号8番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明します。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、転用期間満了に伴い、議案第1号の提出番号8番については、区分地上権の設定をするため申請するものです。

議案第4号の提出番号14番については、営農型太陽光発電施設用地として申請するもので、許可日から3年間の一時転用です。

また、下部農地では、県外に本店を置く農地所有適格法人が引き続きサカキを作付けする計画となっております。

許可後の利用方法は、既に設置されている275Wパネル324枚を利用する計画で、最低地上高を2m確保しています。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っています。

以上のことから、議案第1号の提出番号8番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。

議案第4号の提出番号14番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号15番については、第3種農地と判断しました。

申請者は、現在、親族と同居していますが、将来のことを考え、独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番と議案第1号の提出番号11番については、自己用住宅建築にかかる一体の事業であることから、一括して説明します。

議案第1号の提出番号11番については、自己用住宅建築に伴う水道管理設のため、区分地上権を設定するものです。

議案第4号の提出番号16番について、第3種農地と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号17番について、第3種農地と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、議案第1号、提出番号11番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第4号の提出番号15番から17番については、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いします。

關 元章委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県内で運輸業を営む法人です。今般、申請地に近接する営業所敷地内において、現在、担っているバス車両点検整備の拠点スペースとして拡充することから、従業員の駐車場を新たに確保すべく、申請地を借り受け、従業員用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管柵で囲い、全面碎石敷とした上で、雨水は敷地内浸透処理とした上で、37台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号19番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでいますが、手狭なため、実家の隣接地を借り受け、

自己用住宅用地として申請されたものです。

なお、申請地の一部について、許可を得ずに転用しているため、始末書が添付されています。資金については金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号20番について、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、申請地の隣接地で両親と同居していますが、将来のことを考え、独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号18番から20番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は親子で、現在、父は持ち家、子は借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で鍼灸院を営む法人です。現在、既存店舗が手狭で、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに十分なスペースを確保した鍼灸院用地として建築すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての店舗1棟を建築した上で、普通自動車9台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内で新たに保育園経営を行うために設立された法人です。今般、周辺環境により需要が見込まれることから、申請地を借り入れ、保育園用地として建築すべく、申

請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての園舎 1 棟を建築した上で、園庭を整備し、職員用駐車場22台、保護者用駐車場18台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金及び借入金、補助金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、他法令協議が整っていないことから、継続審議としました。

以上のことから、提出番号26番については継続審議。提出番号21番から25番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 8 番、11 番、議案第 3 号及び議案第 4 号の説明及び報告が終わりました。

議案第 4 号の提出番号26番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

議案第 4 号の提出番号26番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 4 号の提出番号26番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第 4 号の提出番号26番については、吉田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号26番については、継続審議とします。

続きまして、議案第 1 号の提出番号 8 番、11 番、議案第 3 号及び議案第 4 号の提出番号 1 番から25番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号8番、11番、議案第3号及び議案第4号の提出番号1番から25番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号8番、11番、議案第3号及び議案第4号の提出番号1番から25番について、承認及び許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番、11番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から25番については、承認及び許可することに決定します。

なお、提出番号25番につきましては、転用する面積が30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可することにします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、谷田部地区分について、関口委員、お願いします。

関口和美委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっています。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっています。

提出番号3番については、20年以上前は周囲と同様に山林状態であり、現在は資材置場として利用されていることから、20年以上前より非農地の状況となっています。

以上のことから、提出番号1番から3番については、非農地証明の範囲と認められるこ

とから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、20年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いします。

關 元章委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号5番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号6番については、不耕作により、雑木を含む竹林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号 5 番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号 5 番について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定します。

議案第 6 号 農業改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農業改良協議に対する同意についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を行っておりますので、飯島孝一委員より調査結果の報告をお願いします。

飯島孝一委員

去る 7 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 1 番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的に盛土を行うべく、申請されたものです。

申請地に隣接する市道のバイパス化工事に伴い、道路用地として買収された土地からの工事発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、従前と同じく水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については、同意しても差し支えないと思われますが、

なお一層の各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第6号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第6号について、飯島孝一委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定します。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書20ページです。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年6月18日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号52番までのとおりとなり、豊里地区14件、谷田部地区7件、荃崎地区9件、大穂地区1件、筑波地区13件、桜地区8件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出す

るものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号５番から８番、１７番、２４番から２６番、４４番から４８番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号１番から４番、９番から１６番、１８番から２３番、２７番から４３番、４９番から５２番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号１番から４番、９番から１６番、１８番から２３番、２７番から４３番、４９番から５２番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号１番から４番、９番から１６番、１８番から２３番、２７番から４３番、４９番から５２番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号１番から４番、９番から１６番、１８番から２３番、２７番から４３番、４９番から５２番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続きまして、整理番号５番から７番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号５番から７番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号５番から７番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号５番から７番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号５番から７番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号８番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号８番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号８番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号８番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号８番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号17番、24番から26番、48番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号17番、24番から26番、48番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号17番、24番から26番、48番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号17番、24番から26番、48番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号17番、24番から26番、48番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続いて、整理番号44番から47番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

（吉田新一委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号44番から47番について質疑に入ります。
質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号44番から47番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号44番から47番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号44番から47番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

飯島秀幸委員、吉田委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員、吉田新一委員 復席）

議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案書73ページになります。

議案第8号「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」御説明します。

こちらは、国土調査法に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関し、現況が非農地となっている土地の取り扱いについて照会がありましたので、回答するものでございます。

今年度は、赤塚地区において地籍調査を実施し、今回の照会部分は、対象筆数が31筆、合計面積が21,556.2㎡となっております。こちらの対象に関しまして、市長部局から地目変更の同意を、農業委員会に求められておりますのでお諮りするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、関口委員より調査結果の報告をお願いします。

関口和美委員

さる 7 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

地目変更にかかわる土地31筆については、現況が宅地 5 筆、計5,397㎡、雑種地14筆、計7,074㎡、山林10筆、計8,989㎡、公衆用道路 2 筆、計106.20㎡となっております。現地調査の結果、地目変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 8 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第 8 号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり地目変更に同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については、地目変更に同意することに決定いたします。

議案第 9 号 営農型太陽光発電事業者に対する書面指導について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 営農型太陽光発電事業者に対する書面指導についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます

事務局（鳴海事務局長）

議案書76ページになります。

議案第 9 号「営農型太陽光発電事業者に対する書面指導について」を御説明いたします。こちらは、営農型太陽光発電事業者に対して書面により指導を行うための文書の案になります。

本案文は、本年５月27日に国による市内の営農型太陽光発電事業地の現地調査が実施され、国から当該事業地の下部農地の営農状況には課題があり書面で改善指導を行うべきとの助言を受けたことに伴い、国からの指摘事項に基づき作成したものととなります。

対象となる事業者は、この通知文での指摘事項を踏まえ、本年７月末までに当該指摘事項を含めた営農改善計画書を作成し、当該計画に基づき営農の改善を図っていくこととなります。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

只今、事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

（議長）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第９号に対する質疑を終結します。
これより採決します。

議案第９号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

（議長）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第９号「営農型太陽光発電事業者に対する書面指導について」は、原案のとおり決定します。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第３、報告第１号から第５号についてですが、内容は議案書77ページから98ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。

報告第１号から報告第５号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第１号から報告第５号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は、全て終了しました。

慎重審議、本当にありがとうございました。

その他報告ですが、大白砥地内で実施している農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いします。

對崎徳男委員

先月20日の収穫祭は天候にも恵まれ、事故等もなく無事にイベントを終了できました。
改めまして、委員の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

当日は、市民86組、279名、農業委員、推進委員合わせて49名、合計328名の方に御参加いただき、収穫祭及び収穫作業を行いました。参加者の方からも、たくさんのジャガイモを収穫でき、私の方にも喜びの声が届いております。

また、収穫したジャガイモについては、子ども食堂、保育所、児童施設などに提供することができました。

遊休農地対策専門委員会からの報告は以上となります。

議長（飯野 和男）

続いて、チャレンジ事業の当日に開催しました慰労会等の収支結果について、事務局の小池係長から報告をお願いします。

事務局(小池係長)

机上にお配りさせていただきました、令和8年度農地再生チャレンジ事業収支報告書の御準備をお願いします。

決算額につきましては、報告書記載のとおり、収入金額の合計が418,000円。支出金額の合計が397,000円となりまして、差引残額が21,000円でございます。

こちらの21,000円につきましては、今後、農業委員と推進委員の全体行事の際に活用させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

次に、毎年7月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より御報告をお願いします。

青木道子委員

情報提供専門委員会より、「農委だよりつくば」第65号について報告します。

本号の内容は、6月20日に実施いたしましたジャガイモ収穫祭及び収穫作業の様子を表紙に掲げ、農業者の皆様に必要な情報も掲載を予定しています。

また、荃崎地区で木村ブドウ園を経営されている、農地利用最適化推進委員の木村委員のインタビュー記事を掲載する予定となっております。

配布につきましては、例年どおり、本年度も市・農業政策課が任命している農業推進委員を通じて実施する予定です。

情報提供専門委員会からの報告は以上となります。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。
これ进行もちまして、令和8年第7回総会を閉会します。

【午後14時58分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員